

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するため
に必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

【評価の視点】

- 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
- 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1) 大学運営に関する方針を「管理運営方針」として、次のとおり定め、ホームページに掲載している。

本学は大学の目的・使命に基づき透明性、公平性、適正性を有し、機能的な管理運営に努めるとともに、社会的説明責任を果たしつつ、大学改革を推進するため、以下のとおり、全学的な管理運営体制を整備します。本学の持続的発展のため、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「中期計画に基づく収支見通し」を中・長期的な管理運営方針として毎年作成し、管理運営の更なる向上を図ります。

(法人組織)

1. 理事会は理事長を議長として法人運営の基本方針、重要事項を審議し、最終的な意思決定を行っています。評議員会は所定の諮問事項について意見を述べるとともに、所定の審議事項について審議を行います。
2. 監事は理事会の業務執行状況及び財務状況を日常的に監査し、意見を述べます。
3. 新たな事業計画や現状の課題については、大学運営連絡協議会^{※1}にて、運営方針や今後の検討の進め方等を協議し、情報の共有化を図ります。

^{※1} 理事長が主催し、法人・各学部・研究科・附属病院の主たる教職員約100名が参加して、毎月1回開催される。

(教学組織)

1. 大学協議会は教育・研究に関して全学に共通する重要な事項を審議する。
2. 大学院委員会は大学院の管理運営に関する重要な事項を審議する。
3. 各学部・研究科の教授会・研究科委員会は、教育・研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べる。

(事務組織)

1. 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務を円滑かつ効率的に行えるよう適切な事務組織を設ける。また、積極的な企画・立案能力や効率的な業務運営能力を発揮できるよう、事務職員の資質向上に向けた取組みを定期的に行う。

(大大評 10-1-1 法人ホームページ 「各種方針」「管理運営方針」)

2) 2020(令和2)年3月に、教育・研究活動及び大学運営に係る事業に関する中期目標を達成するため、中期的な計画(2020(令和2)年4月～2025(令和7)年3月)を策定した。また、中期的な計画の各年度における実施状況を総括し、収支決算とともに事業報告として、理事会及び評議員会で審議し、その内容をホームページに掲載している。

(大企画1-1 事業に関する中期的な計画)

3) 事業に関する中期的な計画に基づき、新規事業の立案と既存計画の見直し等を反映した「中期計画に基づく収支見通し」を毎年作成している。

(大財務1-1 中期計画に基づく収支見通し)

4) 2021(令和3)年10月、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、基本原則と遵守原則を制定した。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

5) 每年1月、理事長が年頭所感として、法人の現況報告及び当該年の事業方針と順天堂人としての心構えを直接教職員に説明している。更にこの内容を、学内外向けの広報誌「順天堂だより」に掲載している。

(大大評1-15 順天堂だより 「2023年新春号 No.326」)

以上のことから、本学は、中・長期の計画等を実現するために必要な大学の管理運営方針を定め、適切に明示していると評価する。

点検・評価項目②: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

【評価の視点】

1: 適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法・権限の明示
- ・役職者の選任方法・権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

2: 適切な危機管理対策の実施

1) 学長は「順天堂大学学長選任規程」に基づき選任される。学長候補者選考委員会を設置し、候補者4名乃至5名を選考する。その後、全学選挙を実施し、選挙管理委員会より上位3位得票者が理事会に報告され、理事長が理事会の審議に基づいて任命している。任期は、4年、再任2年、継続3期までとなっている。学長の職務は、「順天堂大学学則」第35条に、校務を掌り、所属教職員を統督することが規定されている。主として次の権限を有する。

(大大評10-1-2 順天堂大学学長選任規程)

(大大評1-7 順天堂大学学則 第35条)

- ①学校法人順天堂の理事となる。
- ②学籍に関する全ての権限を有し、教学部門の総責任者となる。
- ③教授会・研究科委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ④大学協議会・大学院委員会を招集してその議長となる。

2) 学部長は「順天堂大学学部長選任規程」に基づき、教授、先任准教授、准教授、講師の中から選ばれた3名の者及びキャンパス事務（部）長による候補者推薦投票の結果、上位3位得票者のうちから、学長が理事会の承認を得て任命している。任期は3年、再任は1期2年である。学部長の職務は、「学校法人順天堂組織規則」第5条に、学長を補佐し、所属教職員を統督して、所管する学部の教育研究に関する業務を統括すると規定されている。主として次の権限を有する。

(大大評10-1-3 順天堂大学学部長選任規程)

(大大評3-1 学校法人順天堂組織規則 第5条)

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

- ①学校法人順天堂の理事となる。
 - ②学部の教授会を招集し、その議長となる。
 - ③学部教育職員人事委員会を招集してその議長となる。
 - ④学部入試委員会を招集し、その議長となる。
 - ⑤教授会で決定した事項について、キャンパス事務（部）長を指示し、事務所管業務を執行させる。
 - ⑥キャンパスの施設・設備の総括管理責任者として、その運営に当たる。
- 3) 研究科長は、「順天堂大学大学院研究科長選任規程」に基づき、研究科を構成する者及びキャンパス事務（部）長による候補者推薦投票の結果、上位3位得票者のうちから、学長が理事会の承認を得て任命している。その任期は3年、再任は1期2年である。研究科長は、主として次の権限を有する。
- (大大評10-1-4 順天堂大学大学院研究科長選任規程)
- ①研究科委員会を招集し、その議長となる。
 - ②研究科教育職員人事委員会を招集してその議長となる。
 - ③研究科入試委員会を招集し、その議長となる。
 - ④研究科委員会で決定した事項について、キャンパス事務（部）長を指示し、事務所管業務を執行させる。
- 4) 学部の教育・研究に関する事項を審議する機関として各学部に教授会を設置している。大学院の教育・研究に関する事項を審議する機関として各研究科に研究科委員会を設置している。教授会の職務は、「順天堂大学学則」第10節に規定され、運営に関して必要な事項は、「順天堂大学学部教授会運営規程」に規定されている。研究科委員会については、「順天堂大学大学院学則」第11節に規定されている。
- (大大評1-7 順天堂大学学則 第10節 教授会)
- (大大評6-3 順天堂大学学部教授会運営規程)
- (大大評1-9 順天堂大学大学院学則 第11節 運営組織)
- 5) 教授会、研究科委員会は、学長が学則に定める事項について決定を行うに当たり、意見を述べる。教学組織の代表者として、各学部長は理事に選任されており、教学部門と法人部門との間の意思疎通を図っている。
- 6) 学長は、全学の学事を統督し、学部長及び研究科長は、各学部・研究科を統括している。全学の教育・研究に関連する事項を審議する機関として、学長が主宰する「大学協議会」を設置している。本協議会は、学長、学長特別補佐、大学院各研究科長、各学部長、大学院各研究科研究科委員会から選出された教授各1名、各学部教務委員長、国際交流センター長又はその代理者、総務局長、各キャンパス事務（部）長及び研究戦略推進センター研究企画・管理室長他をその構成員としている。大学院の管理運営に関する重要事項を審議する機関として、学長が主宰する「大学院委員会」を置いている。本委員会は、学長、各研究科長及び各研究科から選出された教授各2名をその構成員としている。
- (大大評2-10 順天堂大学大学協議会規則)
- (大大評10-1-5 順天堂大学大学院委員会規程)
- 7) 法人の意思決定を行う機関として「理事会」、諮問機関として「評議員会」がある。その構成、権限については、「寄附行為」で定められている。理事会の構成は、理事長、学長、医学部長、

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

スポーツ健康科学部長、医療看護学部長、保健看護学部長、国際教養学部長、保健医療学部長、医学部附属順天堂医院長、医学部附属静岡病院長、医学部附属浦安病院長、医学部附属順天堂越谷病院長、医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター長、医学部附属練馬病院長、評議員の互選により選任された者、学識経験者の中から選任された者である。評議員会は、理事長、学長、理事会で選任された理事・職員・本学卒業生から選出された者及び評議員会で選任された学識経験者で構成されている。寄附行為第27条において、評議員会は、諮問事項について理事長に意見を述べる役割が規定されている。

(大大評1-2 学校法人順天堂寄附行為)

(大大評10-1-6 理事・監事紹介)

8)理事会に付議する事項を事前協議するために、理事長、学長、学部長・研究科長、院長・病院長等からなる「大学運営月曜部会」を毎月開催し、教学部門、法人部門、診療部門との密接な連携を担保している。

9)「学校法人順天堂規約管理規程」により、大学運営・教育・研究・診療に係る法令を遵守し、法人の管理運営上基本となる重要事項及び業務遂行に関して準拠すべき基準を成文化し体系的に整備することを規定している。規約の制定・改廃があった場合は、「順天堂ニュース」で公示し、「学校法人順天堂規約集」に収録し、学内ホームページに掲載している。

(大文広10-1-1 学校法人順天堂規約管理規程)

(大文広10-1-2 学校法人順天堂規約集)

10)規約の制定・改廃に当たっては、当該規約に関する部門、機関等と合議のうえ、当該規約の主管部署において起案し、文書・広報課に①制定・改廃の理由及び概要、②改廃の場合は条文の新旧対照表を添付して申請書を提出する。文書・広報課は、提出された原案について、規約体系上の位置付け、他の規約との整合性、規定内容の適正性等について検討し、必要がある場合には規約整備委員会の審議を経たのち、管理区分に応じ必要な手続をとっている。

(大文広10-1-1 学校法人順天堂規約管理規程)

11)学生からの意見については、教務委員会、カリキュラム委員会、カリキュラム評価委員会、学生部委員会、FD研修等に学生代表者が出席し意見を述べる機会を設けている他、学生生活実態調査アンケート等を実施している。それぞれ意見を集約し、委員会等で検討し対応している。教職員からの意見については、教員と職員が連携して各種委員会を運営しており、委員会での協議にはそれぞれの意見が反映されている。学長、学部長、大学院研究科長は、選任規程に基づき、選挙を実施しており、選考には教職員の意見が反映されている。

12)危機事象への対応については、「学校法人順天堂危機管理規程」を整備している。本学における様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するために、危機管理体制その他の基本事項を定め、学生、教職員、患者等の安全確保を図るとともに、社会的責任を果たすこと目的としている。

(大総務10-1-1 学校法人順天堂危機管理規程)

13)危機管理対策の観点から「大地震による被災を想定した防災計画・事業継続計画(BCP)」を策定し、災害対策本部の設置・指揮・命令系統、他キャンパス・附属病院との連携方法、安否確認方法、一時避難場所等を定めている。定期的に改正しており、直近の改正は、2022(令和4)年8月である。

(大総務10-1-2 大地震による被災を想定した防災計画・事業継続計画(BCP))

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

- 14) 危機管理の一環として、法令順守の観点から、本学の社会的信頼と健全で適正な運営を確保することを目的として、以下の規約等を整備し学内研修等で周知・徹底を図っている。
- ・順天堂大学行動規範
 - ・学校法人順天堂コンプライアンス規程
 - ・順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範及びその関連規約
 - ・法令違反等のためのヘルplineに関する取扱要領
 - ・学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規程及び各部門の人権委員会規程
(大大評 10-1-7 順天堂大学行動規範)
 - ・(大大評 10-1-8 学校法人順天堂コンプライアンス規程)
 - ・(大研戦 8-12 順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範)
 - ・(大研戦 8-13 順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程)
 - ・(大研戦 10-1-1 順天堂大学利益相反マネジメント規程)
 - ・(大研戦 8-14 順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程)
 - ・(大研戦 10-1-2 順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程)
 - ・(大研戦 10-1-3 順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則)
 - ・(大研戦 10-1-4 順天堂大学公的研究費に係る内部監査要領)
 - ・(大研戦 8-17 順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領)
 - ・(大大評 10-1-9 法令違反等のためのヘルplineに関する取扱要領)
 - ・(大大評 10-1-10 学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規程)
- 15) 大学運営の観点から、COVID-19への対応として、消毒用アルコールを各建物入口や各部署、教室等に配置している。体温検知器も各建物入口に配置しており、法人本部・主な教務部門があるセンチュリータワーには、セキュリティゲートを通る際に顔認証とともに体温検知ができる機械を導入している。会議開催については、Zoom等のオンライン会議を積極的に活用し、人を集めての会議の場合は、参加人数の2倍収容可能な会議室での開催としている。
- 16) COVID-19 感染拡大に伴う人事的な危機管理対策として、時差勤務の活用、会食制限により感染防止に努めるように周知している。また、2020(令和2)年8月に開始した罹患者、濃厚接触者への特別休暇付与の運用を継続している。
- (大人事 10-1-1 20220526 会食制限通知文)
- (大人事 10-1-2 COVID-19 罹患・濃厚接触特別休暇対応)

以上のことから、本学は、方針に基づき、学長をはじめとする要職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規約に明示していると言える。また、大学運営や危機管理対策の観点から各種規約を整備し、規約に基づき適切な運用が図られていると評価する。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

【評価の視点】

- 1 : 予算執行プロセスの明確性及び透明性
- ・内部統制等
 - ・予算執行に伴う効果を分析し、検証する仕組みの設定

- 1) 予算編成は、経理単位毎としており、執行部署から申請された予算を各経理単位の会計課・

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

総務課等で取り纏め、各学部長や病院長・事務（部）長が収支状況や設備投資計画等の将来構想、特殊要因等を分析・検討して経理単位毎の予算案を作成する。この予算案の申請を受け、法人財務部では予算計画の妥当性や法人の運営方針に沿っているか等を精査のうえ、法人全体の収支を勘案して予算案を作成する。作成された予算案は、評議員会、理事会で審議され決定される。以上のとおり、予算編成は、3段階の検討を経ることで、その適切性を確保している。

- 2) 予算執行にあたっては予算実行権限内規が定められ、支出の種類・金額に応じて承認権限者は各経理単位の事務（部）長から理事会まで規定されている。この実行権限者の承認の下、予算が執行されるため、執行ルールは明確である。

(大財務 10-1-1 学校法人順天堂予算実行権限内規)

- 3) 高額な医療機器等の購入に際しては、価格の妥当性等を検証するため、理事長の諮問機関である設備投資委員会に上申することが定められている。各申請部門は、見積り合わせを複数社間で実施することが求められ、最終価格交渉は当該委員会にて実施している。また経済的効果を検討した上で、導入の可否を決定する等費用対効果を分析している。機器の導入後は、計画通りに稼働しているか追跡調査を行っている。

(大財務 10-1-2 設備投資委員会運営要領)

- 4) 物件及び役務調達の適正化を図るため、2016(平成28)年3月1日付で「学校法人順天堂購買規程」を制定している。物件等を調達する際は、その性質や調達金額に応じて、調達・検収・支払部署（担当）を別にし、各業務における承認権限を分散させることで不正防止の仕組みを構築している。また、取引先を選定する際は、原則3社以上の見積り合わせを実施し、購入価格の適正化を図っている。

(大財務 10-1-3 学校法人順天堂購買規程)

- 5) 監事による財産状況、業務執行状況等に関する監査を定期的に実施し、リスク評価等を行なっている。私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査は、財務・会計的な観点から大学運営の適切性を客観的な立場で検証し、期末監査では計算書類等が学校法人会計に準拠し、適正に表示されているかを精査している。

(大財務 10-1-4 監事の職務執行状況)

(大財務 10-1-5 監事による監査報告書)

(大財務 10-1-6 内部監査の実施に係る取扱要領)

全学
10章-(1)

大学運営・財務(1)大学運営

以上のことから、本学は、3段階の検討を経ることで、予算編成の適切性を確保し、予算実行権限内規に基づき、予算執行を適切に行っていると評価する。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

【評価の視点】

- 1 : 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
 - ・職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
 - ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

- 1) 事務組織は「学校法人順天堂事務組織規程」に規定され、それぞれの部署が事務分掌表に則った事務を分掌しており、適切に機能している。
 (大大評 7-3 学校法人順天堂事務組織規程 別表第2 事務分掌表)
- 2) 事務組織の人員配置については、その業務量等を勘案し、各所属からの申請と人事部のヒアリングに基づき、配置換え、新規採用等により対応している。また、採用にあたっては職種により、現場で求められる人材を熟知した教職員が面接を実施し、採用選考の質向上を図っている。
 (大人事 10-1-3 事務組織人員配置)
 (大人事 10-1-4 職員採用運営要領)
- 3) 担当する業務や繁閑に応じて年俸制職員、派遣スタッフ、パート職員等を採用することにより業務の多様化に対応している。また、各部署の状況に応じた勤務ができるよう、変形労働時間制、時差勤務等を導入している。
- 4) 毎年実施する人事評価を勘案して昇格の可否を検討しており、昇格にあたっては必要に応じて同僚、部下からの評価も反映することから、評価精度の向上に努めている。また、新卒採用に加え、中途採用を行って、採用時には面接のみならず、実務経験、語学力、ICT能力等も重視し、各部署で必要とされる人材の確保に努めている。
 (大人事 10-1-5 人事評価)
- 5) 2013(平成25)年度より人事評価制度を改正し、有期契約職員は8月、職員は12月に人事評価を実施している。有期契約職員の人事評価は契約の延長と無期雇用への登用の基礎資料とし、別途申請に基づき年内に来年度以降の無期雇用登用の可否を検討している。職員の人事評価は昇格及び配置換えの基礎資料としている。管理職に関しては、下位者からの評価も実施している。公正な評価を実施するため、2013(平成25)年度から評価者・マネジメント研修会を実施して、公平性の確保に努めている。
 (大人事 10-1-6 無期雇用申請書式)
- 6) 大学・学部・研究科における教学に関する会議、各種委員会等には、事務職員が参画し、必要な事務を行い、教員とともに連携してその運営にあたっている。また、全学に共通する事項を検討・協議する組織横断的な委員会も複数設置されており、課題意識を共有し、教職員が一体となって大学運営を担っている。
 (大大評 10-1-11 大学協議会委員一覧)

以上のことから、本学は、大学運営に必要な事務組織が整備され、適切に機能し、教職協働で大学運営が行われていると評価する。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

【評価の視点】

- 1 : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

- 1) 集合研修（部課長研修会、係長・師長・主任研修会、新入職員研修会）を実施するとともに、

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

2013(平成25)年度より、少人数によるグループワークを主体とした階層別研修として、評価者・マネジメント研修会、主任研修会、女性職員活性化研修会、事務総合職内定者研修会、事務職員フォローアップ研修会を実施し、より実践的な研修を行っている。具体的な事例をもとにグループディスカッションすることで、能動的なSDになるよう工夫しており、より実務に役立つ内容となっている。また、通信教育講座への補助制度を導入しており、自己研鑽を奨励している。2014(平成26)年度からは、東京医科歯科大学との共同SD研修を実施している。2021(令和3)年度以降、COVID-19感染拡大に伴い集合研修及び階層別研修会は必要最低限に絞ってZoomを用いた開催してきたが、感染拡大状況の変化に応じて、2022(令和4)年度は階層別研修については十分なスペースを確保するなど感染対策に配慮した上で、集合形式にて実施した。東京医科歯科大学との共同SD研修については、Zoom開催とした。

(大人事10-1-7 通信教育講座案内)

(大人事10-1-8 SD英語研修案内)

(大人事10-1-9 2022年度 職員向研修実施一覧)

(大人事10-1-10 共同SD研修)

2)大学設置基準等の改正(2017(平成29)年4月1日)によりSDが義務化されたことを受け、大学職員としての業務の自己点検と大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営が図れるよう、必要な知識及び技能を習得し、その能力及び資質を向上させるため、毎年SD研修会を開催してきた(2022(令和4)年度もSD研修会を計画していたが、COVID-19の感染状況に鑑み、開催を延期とした)。本研修会の主な対象は事務職員であるが、教員の参加も推奨されたものである。例えば、テーマは「大学力の強化とその評価について」、「SDGsをどう大学経営に生かすのか」、「大学職員としてアクティブラーナーになる」であった。

3)教員の意欲及び資質向上を図る方策としては、第6章で説明したとおり、各学部・研究科における組織的なFD研修、授業評価アンケート、教育改善プロジェクト、教員顕彰制度(ベストチューター賞・ベストプロフェッサー賞)、研究助成事業に係る説明会開催、研究者情報データベースの公表等が挙げられる。FD研修の中にはFD・SDを兼ねたものが開催されている。

以上のことから、本学は、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を適切に実施していると評価する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【評価の視点】

- 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 2：監査プロセスの適切性
- 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1)本学は、毎年度、大学・各学部・研究科・管理部門等の単位で、(公財)大学基準協会の大学基準に準拠し、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を行っている。大学運営の適切性は、総務部、大学評価支援室、企画調査室、財務部、人事部及び内部監査室において、それぞれ根拠資料に基づく点検・評価を行っている。点検・評価の結果、認識された課題については、当該部署を中心に改善に取り組み、次年度末までに内部質保証推進委員会委員長宛に

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

改善状況報告書を提出することとしている。課題及び改善状況は、毎年度、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという仕組みになっている。

(大大評2-42 自己点検・評価運営委員会(R4-1)議事録_令和4年5月)

(大大評2-33 内部質保証推進委員会(R4-2)議事録_令和4年5月)

2)大学協議会は、全学の教育・研究に関する事項、学則等重要な規則の制定・改廃等について審議している。自己点検・評価により明らかとなった問題点及びその改善状況は、大学協議会にも報告され、各学部・研究科及び大学でPDCAサイクルが適切に回っているか、定期的な検証を行っている。

(大大評10-1-12 大学協議会議事録(令和4年5月))

3)毎年、法人及び大学の当該年度の事業については、「事業報告書（事業に関する中期的な計画に対する当期の実施状況を含む）」及び「事業報告（資料編）」に纏めている。

(大大評3-2 令和4年度 事業報告書)

(大企画1-1 事業に関する中期的な計画)

4)組織構成と人員配置・SDの観点から、大学運営が適切に行われているかを検証するため、人事部では、年度単位で採用計画の達成状況、各所属での超過勤務時間を確認し、次年度以降の採用活動（追加募集の要否、選考方法、広報媒体等）に反映している。各種研修については、研修実施後、人事部内で受講者アンケート等を検証し、次年度の研修内容の立案に反映している。

(大人事10-1-11 長時間労働)

(大人事10-1-12 受講者アンケート)

5)監事（外部監事2名）は、例年、法人本部を含む全部門を対象とした書面監査に加え、法人本部については毎年、各学部・附属病院については隔年にヒアリングを中心とした実地監査を行っている。また、理事会・評議員会に出席し必要に応じ意見を述べるとともに、法人のガバナンス体制のチェックを行っている。監査法人による会計監査は、期中及び決算時期において、会計処理が学校法人会計基準に準拠し、計算書類が適正に表示されているか（決算時期）について、全部門を対象に行っている。理事長直轄の内部監事は、各部門を対象に法令・学内ルールの順守状況及び業務の効率的かつ適正な執行という観点から書面及び実地による監査を行っている。このように監事、監査法人及び内部監事は、各自独立した立場から監査を行い、是正・改善事項を含んだ報告書を作成・提出するとともに、毎年度、定例的に相互に情報交換を行うなど緊密に連携することにより、監査の実効性を確保している。以上の通り、監査体制については、三様監査体制を整備・実施しており、本学における監査プロセスの適切性は確保されている。

(大財務10-1-5 監事による監査報告書)

(大財務10-1-6 内部監査の実施に係る取扱要領)

(大財務10-1-7 学校法人順天堂監事監査規程)

(大財務10-1-8 独立監査人の監査報告書)

6)法人・大学の事務部門においては、年度初めに策定した年間業務計画表の業務を適切に遂行できたかどうかについて点検・検証を行い、その結果を踏まえて、次年度の年間業務計画を策定することとしている。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(大総務 10-1-3 令和4年度年間業務計画の検証、令和5年度年間業務計画表)

7)外部評価の一環として、2007(平成19)年度に格付投資情報センター(R&I)より「AA(ダブルA フラット)」の格付を取得し、以降継続して「AA」格付を維持しており、その内容はホームページに公表している。

(大大評1-11 法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開(基本情報)」)

以上のことから、本学は、大学運営の適切性について、定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価する。

(2) 長所・特色

1)職員の動機付けやマネジメント能力の向上を図るため、グループディスカッションを主体とした研修を導入し、より実践的な研修を実施しており、受講者からも高い評価を受けている。今後も、人事部が中心となり評価者・マネジメント研修会、管理職研修会、内定者研修会等の職員研修を継続的に実施していくが、特に階層別研修に力を入れる。大学間連携として実施している東京医科歯科大学共同SD研修会も継続して実施する。また、組織の危機管理強化を目的としたリスクマネジメント研修を実施していく。2021(令和3)年度はCOVID-19感染拡大に伴い階層別研修はZoomを用いて必要最小限での開催となったが、2022(令和4)年度は感染対策に配慮しながら集合形式にて各種研修の開催を行った。今後も継続して実施していく。

2)客観的な評価として、外部機関である格付投資情報センター(R&I)の書面審査及びヒアリングを経て、「AA(ダブルA フラット)」の格付を維持している。格付の方向性は安定的である。今後も、格付投資情報センター(R&I)の高格付を維持すべく、定期的な自己点検・評価を実施し大学改革を推進するとともに、安定的な財務基盤のもとで先進的な事業を展開していく。

(大大評1-11 法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開(基本情報)」)

(3) 問題点

なし

(4) 全体まとめ

2020(令和2)年3月理事会において、事業に関する中期的な計画を策定し、学内に周知を図っている。従来から、毎年10月の理事会において、「10年間の収支見通し」を審議し、その内容は教職員に周知していたが、5年間の中期的な計画を策定したことによって、「中期計画に基づく収支見通し」に改め、理事会にて審議し、学内に周知している。また、中期的な計画の各年度における実施状況を総括し、収支決算とともに事業報告として理事会及び評議員会で審議し、その内容をホームページに公表している。大学運営に関する方針を「管理運営方針」として定め、ホームページに掲載している。大学運営に係る諸規程も整備されており、適宜、改正が行われている。教学組織と法人組織の権限と責任が明確となっており、連携が図られている。意思決定に至るまでのプロセスも適切に機能している。事務組織規程により、事務分掌も明確になっている。大学・法人の運営状況に合わせ、事務組織の新設・改編を行い、人員配置、契約形態、勤務時間等においても業務多様化へ対応している。多面的な人事評価制度が導入され

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

ており、対象を絞ったSDへの取り組みにより、職員の資質・専門性の向上に向けた研修が実施されている。

監査については、三様監査体制を整え、大学運営の適切性を定期的に検証・評価し、改善・向上に結び付けている。

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

(5) 根拠資料

資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
1	大大評 10-1-1	法人ホームページ 「各種方針」 「管理運営方針」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/policy/
2	大企画 1-1	事業に関する中期的な計画 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/policy/
3	大財務 1-1	中期計画に基づく収支見通し
4	大大評 1-15	順天堂だより 「2023年新春号 No.326」 https://juntendopr.sakura.ne.jp/letter/326/book/#target/page_no=1
5	大大評 10-1-2	順天堂大学学長選任規程
6	大大評 1-7	順天堂大学学則 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
7	大大評 10-1-3	順天堂大学学部長選任規程
8	大大評 3-1	学校法人順天堂組織規則
9	大大評 10-1-4	順天堂大学大学院研究科長選任規程
10	大大評 6-3	順天堂大学学部教授会運営規程
11	大大評 1-9	順天堂大学大学院学則 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
12	大大評 2-10	順天堂大学大学協議会規則
13	大大評 10-1-5	順天堂大学大学院委員会規程
14	大大評 1-2	学校法人順天堂寄附行為 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
15	大大評 10-1-6	理事・監事紹介 https://www.juntendo.ac.jp/about/corp/officer/
16	大文広 10-1-1	学校法人順天堂規約管理規程
17	大文広 10-1-2	学校法人順天堂規約集 https://www4.kitei-kanri.jp/bqt/juntendo/doc/other/index.html
18	大総務 10-1-1	学校法人順天堂危機管理規程
19	大総務 10-1-2	大地震による被災を想定した防災計画・事業継続計画(BCP)
20	大大評 10-1-7	順天堂大学行動規範
21	大大評 10-1-8	学校法人順天堂コンプライアンス規程
22	大研戦 8-12	順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範
23	大研戦 8-13	順天堂大学における公正な研究活動の推進に関する規程
24	大研戦 10-1-1	順天堂大学利益相反マネジメント規程
25	大研戦 8-14	順天堂大学医学系研究利益相反マネジメント規程
26	大研戦 10-1-2	順天堂大学科学研究費補助金等取扱規程
27	大研戦 10-1-3	順天堂大学公的研究費に係る会計等事務取扱規則
28	大研戦 10-1-4	順天堂大学公的研究費に係る内部監査要領
29	大研戦 8-17	順天堂大学研究倫理教育に関する実施要領

第10章 大学運営・財務 第1節 大学運営

資料No.	各部署の 資料整理No.	資料名称
30	大大評 10-1-9	法令違反等のためのヘルplineに関する取扱要領
31	大大評 10-1-10	学校法人順天堂におけるハラスメントの防止等に関する規程
32	大人事 10-1-1	20220526会食制限通知文
33	大人事 10-1-2	COVID-19罹患・濃厚接触特別休暇対応
34	大財務 10-1-1	学校法人順天堂予算実行権限内規
35	大財務 10-1-2	設備投資委員会運営要領
36	大財務 10-1-3	学校法人順天堂購買規程
37	大財務 10-1-4	監事の職務執行状況
38	大財務 10-1-5	監事による監査報告書
39	大財務 10-1-6	内部監査の実施に係る取扱要領
40	大大評 7-3	学校法人順天堂事務組織規程
41	大人事 10-1-3	事務組織人員配置
42	大人事 10-1-4	職員採用運営要領
43	大人事 10-1-5	人事評価
44	大人事 10-1-6	無期雇用申請書式
45	大大評 10-1-11	大学協議会委員一覧
46	大人事 10-1-7	通信教育講座案内
47	大人事 10-1-8	SD英語研修案内
48	大人事 10-1-9	2022年度 職員向研修実施一覧
49	大人事 10-1-10	共同SD研修
50	大大評 2-42	自己点検・評価運営委員会(R4-1)議事録_令和4年5月
51	大大評 2-33	内部質保証推進委員会(R4-2)議事録_令和4年5月
52	大大評 10-1-12	大学協議会議事録(令和4年5月)
53	大大評 3-2	令和4年度 事業報告書 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
54	大人事 10-1-11	長時間労働
55	大人事 10-1-12	受講者アンケート
56	大財務 10-1-7	学校法人順天堂監事監査規程
57	大財務 10-1-8	独立監査人の監査報告書
58	大総務 10-1-3	令和4年度年間業務計画の検証、令和5年度年間業務計画表
59	大大評 1-11	法人ホームページ 「順天堂について」 「情報公開（基本情報）」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/